

海上自衛隊物品管理補給規則

〔昭和56年12月21日〕
海上自衛隊達第42号

- 改正 昭和57年 3月24日 海上自衛隊達第 7号 〔第1次改正〕
- 昭和57年 9月28日 海上自衛隊達第26号 〔海上自衛隊少年術科
学校の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第10条による改
正〕
- 昭和58年 3月31日 海上自衛隊達第17号 〔第2次改正〕
- 昭和59年 6月29日 海上自衛隊達第18号 〔防衛庁設置法等の一
部改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第7条による改正〕
- 昭和60年 9月21日 海上自衛隊達第24号 〔第3次改正〕
- 昭和61年 4月30日 海上自衛隊達第10号 〔海上自衛隊の中期業
務見積り及び年度業務計画に関する達の一部を改正する達附則第8項に
よる改正〕
- 昭和62年 9月29日 海上自衛隊達第23号 〔海上幕僚監部防衛部
施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第8条による
改正〕
- 昭和62年11月27日 海上自衛隊達第34号 〔航空集団の改編等に
伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第24条による改正〕
- 昭和63年 4月 8日 海上自衛隊達第20号 〔海上自衛隊の病院の
廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する
達第59条による改正〕
- 昭和63年12月15日 海上自衛隊達第68号 〔第4次改正〕
- 平成 2年 9月28日 海上自衛隊達第31号 〔防衛庁職員給与法の
一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達
第6条による改正〕
- 平成 3年12月 4日 海上自衛隊達第35号 〔東京通信隊及びの送
信所の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第5条による改
正〕
- 平成 4年 4月10日 海上自衛隊達第18号 〔硫黄島航空基地隊の
新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第26条による改正〕
- 平成 5年 3月22日 海上自衛隊達第 9号 〔第1ミサイル艇隊の
新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第19条による改正〕
- 平成 6年10月 6日 海上自衛隊達第26号 〔魚雷艇の除籍に伴う
関係海上自衛隊達の整理に関する達第13条による改正〕

平成１０年１２月 ８日 海上自衛隊達第２８号 〔第５次改正〕

平成１３年 ３月２７日 海上自衛隊達第１９号 〔第６次改正〕

平成１４年 ３月２２日 海上自衛隊達第２３号 〔第７次改正〕

平成１５年 ３月 ５日 海上自衛隊達第１１号 〔第８次改正〕

平成１６年 ６月 ３日 海上自衛隊達第１５号 〔第９次改正〕

平成１７年 ２月２８日 海上自衛隊達第 ３号 〔自衛隊呉病院の新編
等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第１０条による改正〕

平成１７年 ７月 ８日 海上自衛隊達第３１号 〔第１０次改正〕

平成１８年 ３月 ７日 海上自衛隊達第 １号 〔第１１次改正〕

平成１８年 ３月２７日 海上自衛隊達第 ９号 〔防衛庁設置法等の一
部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達
の附則〕

平成１８年 ７月２８日 海上自衛隊達第２９号 〔内部部局等の改編に
伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第１９条による改正〕

平成１９年 １月 ９日 海上自衛隊達第 １号 〔防衛省移行に伴う関
係海上自衛隊達等の整理に関する達第４６条による改正〕

平成１９年 ３月２９日 海上自衛隊達第１３号 〔第１２次改正〕

平成１９年 ８月３０日 海上自衛隊達第２９号 〔第１３次改正〕

平成２０年 ３月２６日 海上自衛隊達第１７号 〔第１４次改正〕

平成２０年 ４月３０日 海上自衛隊達第３６号 〔海上自衛隊史取扱規
則等の一部を改正〕

平成２２年 ６月１６日 海上自衛隊達第１５号 〔第１５次改正〕

平成２２年１１月１２日 海上自衛隊達第３５号 〔第１６次改正〕

平成２３年 ４月 １日 海上自衛隊達第１１号 〔防衛省行政文書管理
規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達第２６条による
改正〕

平成２５年 ５月２４日 海上自衛隊達第２２号 〔第１７次改正〕

平成２５年１０月１７日 海上自衛隊達第２６号 〔第１８次改正〕

平成２６年 ３月２４日 海上自衛隊達第 ９号 〔装備審査会議に関す
る訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整
理に関する達第４条による改正〕

平成２７年 ３月２７日 海上自衛隊達第１０号 〔第１９次改正〕

平成２７年 ４月 ９日 海上自衛隊達第１４号 〔第２０次改正〕

平成２７年 ９月２５日 海上自衛隊達第２０号 〔防衛装備庁の新設等
に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第２３条による改正〕

平成２７年１１月２７日 海上自衛隊達第４０号 〔第２１次改正〕

令和 元年 ７月 １日 海上自衛隊達第 ８号 〔第２２次改正〕

令和 2 年 3 月 3 1 日 海上自衛隊達第 1 5 号 〔第 2 3 次改正〕
令和 2 年 9 月 3 0 日 海上自衛隊達第 4 9 号 〔艦隊情報群等の新編等
に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 2 4 条による改正〕
令和 3 年 3 月 3 1 日 海上自衛隊達第 1 8 号 〔第 2 4 次改正〕
令和 4 年 2 月 2 8 日 海上自衛隊達第 3 号 〔海上自衛隊警務隊の改
編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 3 条による改正〕
令和 5 年 3 月 1 6 日 海上自衛隊達第 8 号 〔第 2 5 次改正〕
令和 6 年 6 月 2 8 日 海上自衛隊達第 2 4 号 〔海上自衛隊業務報告
規則を廃止する達第 3 条による改正〕
令和 7 年 3 月 2 4 日 海上自衛隊達第 9 号 〔第 2 6 次改正〕

防衛省所管物品管理取扱規則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 1 5 号）、装備品等の類別に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 5 3 号）及び装備品等の標準化に関する訓令（昭和 4 3 年防衛庁訓令第 3 3 号）の規定に基づき、並びに海上自衛隊の補給を実施するため、海上自衛隊物品管理補給規則を次のとおり定める。

海上自衛隊物品管理補給規則

目 次

第 1 章 総則	5
第 1 節 通 則（第 1 条～第 6 条）	5
第 2 節 装備品等の類別及び識別（第 7 条～第 1 0 条）	7
第 2 章 物品の管理の機関及び部隊等の長の責任	8
第 1 節 物品管理職員等の責任（第 1 1 条～第 1 9 条）	8
第 2 節 部隊等の長の責任（第 2 0 条～第 2 7 条）	1 0
第 3 章 需給統制（第 2 8 条～第 3 3 条）	1 2
第 4 章 物品の管理及び補給手続	1 4
第 1 節 管理換等の手続（第 3 4 条～第 4 7 条）	1 4
第 2 節 保管等（第 4 8 条～第 5 2 条）	1 8
第 3 節 不用決定及び亡失損傷等（第 5 3 条～第 6 0 条）	1 8
第 5 章 諸記録及び現況調査等	2 0
第 1 節 諸記録（第 6 1 条～第 6 6 条）	2 0
第 2 節 現況調査等（第 6 7 条～第 7 2 条）	2 3
第 3 節 報告等（第 7 3 条・第 7 4 条）	2 5
第 6 章 雑 則（第 7 5 条）	2 5
附 則	2 6

第1章 総 則

第1節 通 則

(趣 旨)

第1条 この達は、海上自衛隊における物品の管理及び補給の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 海上自衛隊における物品の管理及び補給については、他の法令に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部 隊 等 海上幕僚監部（以下「海幕」という。）並びに防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 需 給 統 制 機 関 海上自衛隊全般について、装備品等の需給統制を行う海幕、海上自衛隊補給本部（別表第9を除き、以下「補本」という。）、海上自衛隊艦船補給処（以下「艦船補給処」という。）及び海上自衛隊航空補給処（以下「航空補給処」という。）をいう。
- (3) 補 給 部 隊 分任物品管理官の設置された部隊等をいう。
- (4) 使 用 部 隊 分任物品管理官から物品の供用を受け、これを使用する部隊等をいう。
- (5) 需 給 統 制 装備品等の所要量を適切に決定し、決定された所要量に基づき、必要な調達を行い、需給の均衡を図ることをいう。
- (6) 在 庫 統 制 部隊等の任務遂行上、必要とする装備品等に係る所要に速やかに応じるため、需給統制区分を超え、装備品等を管理換又は供用換（以下「管理換等」という。）、その他必要な措置を講じることをいう。
- (7) 在 庫 管 制 需給統制機関の長及び補給部隊の長がそれぞれ統制する品目について需給統制を行う主たる手段として、在庫量、供用数及び異動の状況等を的確に把握し、所定の在庫基準と対比の上管理換等を行い、必要な在庫量の維持管理を図ることをいう。
- (8) 装 備 品 等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等のうち、船舶及び航空機を除いたものをいう。
- (9) 物 品 物品管理法（昭和31年法律第113号。以下「物管法」という。）第2条第1項に規定する物品をいう。
- (10) 他 自 衛 隊 等 防衛装備庁又は防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「物管訓令」という。）第2条第2項第4号に規定する各自衛隊等のうち、海上自衛隊を除いたものをいう。
- (11) 主 管 課 防衛省組織令（昭和29年政令第178号）の規定に基づき、装備品等の補給、保管及び整備（製造、改造、維持及び修理等をいう。以下同じ。）

並びに研究改善に関して、事務を所掌する海幕の課及び首席衛生官をいう。

- (12) 海幕統制品目 装備品等のうち、海上幕僚長（別表第2、別表第6、別表第8及び別表第9を除き、以下「海幕長」という。）が自ら需給の統制を行う必要があると認める重要な品目をいう。
- (13) 補本統制品目 海幕統制品目以外の品目であって、海上自衛隊補給本部長（別表第2、別表第8及び別表第9を除き、以下「補本長」という。）が、自ら需給の統制を行う必要があると認める品目をいう。
- (14) 補給処統制品目 海幕統制品目及び補本統制品目以外の品目であって、補本長が補給処において需給の統制を行わせる必要があると認める品目をいう。
- (15) 地方統制品目 第12号から前号までに掲げる品目以外の品目であって、補本長が補給部隊の長に需給の統制を行わせることを適当と認める品目及び別に定める補給部隊の長が自ら需給の統制を行うことができる品目をいう。
- (16) 補給検査 補給の実施の状況に関する検査をいう。

（物品の管理及び補給の基本）

第4条 需給統制機関の長及び補給部隊の長は、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るとともに、部隊等がその任務達成上必要とする物品を適時、適所において、部隊等の要求に即応して補給し得る態勢の確立に努めなければならない。

2 海上自衛隊の隊員は、物品の管理及び補給に関する諸規定を遵守し、物品を経済的かつ効率的に使用するものとする。

（補給の方式）

第5条 補給の方式は、部隊等からの請求に基づき行う補給（以下「請求補給」という。）及び部隊等からの請求を待つことなく、あらかじめ需要を見越して行う補給（以下「推進補給」という。）に区分する。

2 補給は、原則として請求補給によるものとする。ただし、次の各号に掲げる区分の別に当該各号に掲げる品目については、推進補給によるものとする。

(1) 需給統制機関から補給部隊に対する補給

ア 需給統制機関が在庫管制を行う品目

イ 部隊等の新編に伴う初度補充の計画に基づき調達される品目

ウ 艦船、航空機及び装備品等の製造、修理等又は部隊等の特別な訓練、行動に伴う引当の計画に基づき調達される品目

エ 海上自衛隊の年度業務計画に関する達（平成27年海上自衛隊達第28号）に定める海上自衛隊年度業務計画（以下「年度業務計画」という。）に基づき調達される品目

オ その他海幕長が特に指示する品目

(2) 補給部隊から使用部隊に対する補給

ア 通常の手続による請求が困難である場合において、使用部隊の長が補給部隊の長に対し補給の要請を行った品目

イ 定数が設定されている品目

ウ 補給部隊の長が必要と認める品目

(物品の区分)

第6条 物品は、別表第1の1の表に掲げる主管課を示す主管区分及び同表の2の表に掲げる取扱区分並びに物管訓令第3条第2項に規定する消耗品、非消耗品又は重要物品の区分を示す性質区分に区分するものとする。

2 前項に規定する主管区分、取扱区分及び性質区分の指定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める品目について行う。

(1) 海 幕 長 海幕統制品目

(2) 補 本 長 補本統制品目、補給処統制品目及び地方統制品目（別に定める品目を除く。）

(3) 補給部隊の長 地方統制品目（別に定める品目に限る。）

第2節 装備品等の類別及び識別

(補給の対象とすべき品目の選定)

第7条 海幕長は、装備品等（図書、図誌及び定型用紙並びに試作品及び参考器材を除く。以下この節において同じ。）の取得又は改造に伴い、補給の対象とすべき品目を選定する必要があると認める場合には、当該装備品等の名称、型式及び選定の時期等を年度業務計画により示すものとする。

2 補本長は、前項の規定により示された装備品等及び第32条第1項第2号の規定により調達した装備品等について、補給の対象とすべき品目を選定するものとする。

(装備品等の類別)

第8条 補本長は、装備品等について、新たに類別の必要があると認める場合又は既に類別の行われた品目識別及び分類区分等を改定する必要があると認める場合には、装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号。以下「類別訓令」という。）の規定に基づき類別資料等の原資料（以下「類別原資料等」という。）を作成し、海幕長に提出するものとする。

2 主管課の属する部の長及び海上幕僚監部首席衛生官（第21条において「主管課の属する部の長等」という。）は、海幕統制品目が前項の規定に該当する場合には、類別原資料等の作成に必要とする資料を補本長に送付するものとする。

3 補給部隊の長は、新たに類別の必要があると認める場合又は、既に類別の行われた品目識別及び分類区分等を改定する必要があると認めた場合には、類別訓令の規定に基づき、必要な資料を需給統制機関の長を経由して補本長に提出するものとする。

4 補本長は、類別が行われた場合には、装備品等を類別するために必要な識別諸元（物品番号、品目名、補助品目名、性質区分、単位、互換性に関する諸元等をいう。以下同じ。）を記載した海上自衛隊ストックリストを作成するものとする。

5 物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令第85号）第3条第1項の規定による所属分類決定の通知は、前項の規定によるストックリスト又はこれに準じるものの作成及び通知をもって代え

るものとする。

（同等生産品目の取扱い）

第9条 同等生産品目（類別訓令第6条の2第1項に規定する供与品等（以下この条において「供与品等」という。）で、国内において生産された装備品等をいう。）がナショナル物品番号又はNATO物品番号の確認された品目と同一仕様書、規格、図面等により製造され、必要な認定試験に合格した場合には、補給業務上において、供与品等と同一の取扱いをすることができるものとする。

（装備品等の識別）

第10条 海上自衛隊における装備品等の識別は、原則として海上自衛隊ストックリスト又はこれに準じるものに記載される識別諸元を根拠として行うものとする。

2 物管訓令第3条第4項ただし書により物品管理官が物品標示票による標示をする必要がないと認めた物品は、前項により識別された物品とする。

3 分任物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、その保管中又は供用中の物品に、第1項の規定による識別結果に基づき、主管区分、取扱区分、物品番号その他必要と認める標示を行うものとする。ただし、当該標示をすることが不可能若しくは困難な物品については、標示を省略することができる。

第2章 物品の管理の機関及び部隊等の長の責任

第1節 物品管理職員等の責任

（物品管理官の事務）

第11条 物品管理官は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令第85号）第37条の2第2項に規定する物品の亡失又は損傷等の報告に関すること。
- (2) 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第10章の規定に基づく物品管理計算書及び検査書の提出に関すること。
- (3) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。）第11条第2項の規定に基づく装備品等又は役務の調達要求に関すること。
- (4) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号。以下「府令第1号」という。）の規定に基づく物品の無償貸付及び譲与等に関すること。
- (5) 管理換の協議に関すること。
- (6) 分類換の申請に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、物品管理官が自ら行う必要があると認める物品の管理に関すること。

（分任物品管理官の事務）

第12条 物管訓令別表第2(3)の表に規定する海幕長の指定物品及び指定する部隊等は、別表第2のとおりとする。

2 分任物品管理官は、別表第2に定める管理対象物品について、次の各号に掲げる事務を行うも

のとする。

- (1) 物品の管理換の協議に関すること。ただし、物品管理官の行う管理換の協議に関するものは除く。
- (2) 府令第1号の規定に基づく物品の無償貸付及び譲与等に関すること。
- (3) 物品出納官の命免に関すること。
- (4) 物品供用官の命免に関すること。
- (5) 物管訓令第15条に規定する物品の管理に関すること。
- (6) 物品の取得、修理、改造、売払い、貸付け等に関する措置の請求に関すること。
- (7) 物品の出納命令、受領命令及び返納命令に関すること。
- (8) 物品の不用の決定又は処分に関すること。
- (9) 物品の亡失又は損傷等に係る処理に関すること。
- (10) 地方統制品目の物品整理番号の付与に関すること。
- (11) 物品管理簿の備付け、維持及び整理に関すること。
- (12) 証書等の保管及び整理に関すること。
- (13) 在庫管制に関すること。
- (14) 現況調査及び報告に関すること。
- (15) 所属する物品管理職員の業務の指導に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、分任物品管理官が自ら行う必要があると認める物品の管理に関すること。

(物品出納官の設置基準及び事務)

第13条 物管訓令第9条第2号に規定する海幕長の定める物品出納官の設置基準は、別表第3のとおりとする。ただし、当該設置基準によることが困難な場合には、分任物品管理官は、物品出納官とする者の官職、氏名、出納及び保管させる品目の範囲及び期間並びに設置の理由等を明らかにして、海幕長に申請するものとする。

2 物品出納官は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 物品出納簿の備付け、維持及び整理に関すること。
- (3) 物品の亡失又は損傷等に関すること。
- (4) 物品の調査及び報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所属する分任物品管理官が命ずる事項に関すること。

(物品供用官の設置基準及び事務)

第14条 物管訓令第10条に規定する海幕長の定める物品供用官の設置基準は、別表第4のとおりとする。ただし、部隊等の実情により当該設置基準によることが困難な場合には、分任物品管理官は、部隊等の長と協議の上、別に物品供用官を設置することができる。

2 物品供用官は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 分任物品管理官に対する物品の請求及び返納に関すること。
- (2) 物品を使用する職員（以下「物品使用職員」という。）に対する物品の供用に関すること。

- (3) 物品供用簿の備付け、維持及び整理に関すること。
- (4) 物品の修理又は改造のための措置の請求に関すること。
- (5) 物品の亡失又は損傷等の処理に関すること。
- (6) 供用物品の調査、点検及び報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、所属する分任物品管理官が命ずる事項に関すること。

(物品管理官代理等)

第 1 5 条 物品管理官代理、分任物品管理官代理、物品出納官代理又は物品供用官代理は、物品管理官、分任物品管理官、物品出納官又は物品供用官が物管訓令第 1 1 条各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ第 1 1 条各号、第 1 2 条第 2 項各号、第 1 3 条第 2 項各号及び前条第 2 項各号に掲げる事務を行うものとする。

(代行機関の事務)

第 1 6 条 分任物品管理官は、代行機関を設置又は変更する必要があると認める場合には、物管訓令別表第 3 に基づき、代行機関の官職及び事務の範囲を定め、順序を経て海幕長に申請し、防衛大臣の承認を得るものとする。

2 代行機関は、物管訓令第 1 2 条第 1 項の規定により事務を処理する場合には、関係書類に代行処理の表示を行うものとする。

3 代行機関は、物管訓令第 1 2 条第 2 項の規定により事務を処理する場合には、関係書類に本官処理の表示を行うものとする。

(補助者の事務)

第 1 7 条 物品管理職員（補助者を除く。）は、物管訓令第 1 3 条の規定に基づき、職務の内容を明示した職位機能図により補助者の事務の範囲を示すものとする。

(物品管理官等の交替)

第 1 8 条 物品管理法施行規則第 4 2 条に規定する物品管理官等が交替を命じられた場合には、同条各項の規定により適正な事務の引継ぎを行うとともに、物管訓令第 3 9 条の規定により引継書を作成するものとする。

2 代行機関及び補助者が交替を命じられた場合には、物品管理官（分任物品管理官を含む。）の定めるところにより、その事務の引継ぎを行うものとする。

(物品取扱責任者の事務)

第 1 9 条 物品供用官は、必要があると認める場合には、その所属する部隊等の長の承認を得て、当該部隊等の各課（科）、室、各隊又は各班に物品使用職員の責任者として物品取扱責任者を設置し、その事務の内容を明らかにするものとする。

第 2 節 部隊等の長の責任

(海幕長の事務)

第 2 0 条 海幕長は、海上自衛隊に属する物品の管理及び補給に関し、次の各号に掲げる事務について、統轄して監督指導する。

- (1) 海幕統制品目の需給統制に関すること。

- (2) 補給の計画に関すること。
- (3) 弾火薬類の在庫基準及び保有基準の設定に関すること。
- (4) 海上自衛隊に属する物品の管理行為に関する命令、承認又は委任に関すること。
- (5) 別表第 6 に掲げる範囲の物品の亡失又は損傷等に係る弁償責任の裁定に関すること。
- (6) 装備品等の類別又は標準化のための資料の提出に関すること。
- (7) 物品増減及び現在額報告の提出に関すること。
- (8) 分任物品管理官の監督指導に関すること。

2 海上幕僚監部装備計画部長は、前項各号に掲げる事務に関し、海幕長を補佐するものとする。

(主管課の属する部の長等の事務)

第 2 1 条 主管課の属する部の長等は、前条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事務のうち、該当主管課の所掌に係る物品に関する事務を担当するものとし、装備品等の需給統制に必要な措置を講ずるとともに、整備の方針等について適宜需給統制機関（海幕を除く。）の長又は補給部隊の長に通報するものとする。

(補本長の事務)

第 2 2 条 補本長は、物品の管理及び補給に関し、主として次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 補本統制品目の需給統制に関すること。
- (2) 補給業務の計画に関すること。
- (3) 装備品等の補給に関する基準並びに制度及び手続（海幕の所掌に属するものを除く。）の制定及び維持に関すること。
- (4) 装備品等（弾火薬類を除く。）の在庫基準及び保有基準の設定に関すること。
- (5) 補本統制品目の請求の受理及び管理換の命令又は承認に関すること。
- (6) 別表第 5 に掲げる範囲の物品に係る不用決定の承認に関すること。
- (7) 第 2 9 条に定める定数の設定に関すること。
- (8) 装備品等の類別又は標準化のための資料の作成に関すること。
- (9) 中央調達物品（調達実施訓令に基づき、防衛装備庁が調達する物品をいう。以下同じ。）の調達の請求に関する事及び調達実施訓令第 1 1 条第 3 項の規定に基づく装備品等の調達要求書の作成に関する事。
- (10) 物品増減及び現在額報告のための資料の作成に関する事。
- (11) 部隊等の行う物品の管理及び補給に必要な技術的事項の指導に関する事。
- (12) 統計資料の作成に関する事。
- (13) 分任物品管理官（補本長を除く。）の監督指導に関する事。

(補給処長の事務)

第 2 3 条 補給処長は、物品の管理及び補給に関し、主として次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 補給処統制品目の需給統制に関する事。
- (2) 補給処統制品目の請求の受理及び管理換の命令又は承認に関する事。

- (3) 別表第5に掲げる範囲の物品に係る不用決定の承認に関すること。
- (4) 補給処統制品目の類別に必要な資料の収集及び提出に関すること。
- (5) 部隊等の行う物品の管理及び補給に必要な技術的事項の指導に関すること（補本長の事務に属するものを除く。）。
- (6) 分任物品管理官（補本長及び補給処長を除く。）の監督指導に関すること。

（印刷隊司令の事務）

第24条 削除

（補給部隊の長の事務）

第25条 補給部隊の長は、物品の管理及び補給に関し、主として次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 地方統制品目の需給統制に関すること。
- (2) 物品の現状把握に関すること。
- (3) 別表第5に掲げる範囲の物品に係る不用決定に関すること。
- (4) 使用部隊の行う物品の管理及び補給の技術的指導に関すること。

（部隊等の長の事務）

第26条 部隊等の長は、物品の管理及び補給に関し、隷下部隊を監督指導するとともに、主として次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 物品の現状把握に関すること。
- (2) 定数の検討又は改定要望に関すること。
- (3) 隷下部隊間において行う第34条第2項に定める管理換等に関すること。
- (4) 緊急廃棄に関すること。
- (5) 緊急請求発生状況の把握に関すること。
- (6) 別表第6に掲げる範囲の物品の亡失又は損傷等の弁償責任の裁定に関すること。
- (7) 物品の寄附受の承認に関すること。
- (8) 物品管理職員の監督指導に関すること。

（自衛艦隊司令官の補本長に対する指揮監督）

第27条 自衛隊法（昭和29年法律第165号。）第27条の4第3項の規定に基づく自衛艦隊司令官の補本長に対する指揮監督は、第22条第5号に掲げる事務及び第30条に規定する在庫統制に関し、行うものとする。

第3章 需給統制

（在庫基準及び保有基準）

第28条 補本長は、補給部隊における装備品等の在庫量の基準（以下「在庫基準」という。）及び使用部隊における保有量の基準（以下「保有基準」という。）を定めるものとする。ただし、弾火薬類については、別に定める。

2 自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、各地方総監、教育航空集団司令官及び練習艦隊司令官並びに海洋業務・対潜支援群司令、掃海隊群司令、開発隊群司令

及び地区総監は、部隊等の行動上、隷下部隊の在庫基準又は保有基準を一時的に増減する必要があると認める場合には、補本長と協議するものとする。

（定数の設定）

第 29 条 補本長は、使用部隊が供用を受け又は当該使用部隊を直接支援する補給部隊に在庫させることが適当と認める装備品等について定数を設定し、定数表を作成するものとする。

（在庫統制）

第 30 条 補本長は、必要があると認める場合には、在庫統制を行うものとする。

（所要量の算定）

第 31 条 需給統制機関の長又は補給部隊の長は、調達する装備品等の所要量を算定する場合には、当該装備品等及び関連する装備品等について、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 装備品等の整備計画
- (2) 装備品等の運用計画
- (3) 装備品等の修理計画
- (4) 装備品等の装備基準
- (5) 在庫基準及び定数
- (6) 部隊等における使用実績又は被請求実績、在庫予定、在庫未済、引当及び在庫数又は保有数
- (7) 調達に要する費消時

（調達要求）

第 32 条 需給統制機関の長又は補給部隊の長は、前条により算定された所要量に基づき、調達要求数量を決定し、装備品等の標準化に関する訓令第 7 条から第 9 条まで及び第 12 条に規定する事項を考慮して、次の各号に掲げるところにより調達要求若しくは調達の請求又は調達の指示を行うものとする。

- (1) 海幕長は、海幕統制品目のうち、中央調達物品については、調達実施訓令第 11 条の規定に基づき、調達要求し、その他の物品については、原則として補本長に調達の指示を行う。
- (2) 補本長は、補本統制品目のうち、中央調達物品及び次号に定めるところにより補給処長から調達の請求をされた物品については、調達実施訓令第 11 条の規定に基づき、調達要求を行うものとする。その他の物品については、調達要求書により調達要求を行うか、又は補給処長に調達の指示を行う。
- (3) 補給処長は、補給処統制品目のうち、中央調達物品については、補本長に調達の請求を行うものとし、その他の物品については、調達要求書により調達請求を行うものとする。
- (4) 補給部隊の長は、地方統制品目について、調達要求書により調達要求を行うものとする。

2 需給統制機関の長は、船舶及び航空機の調達に伴い、他の需給統制機関の長の統制する装備品等を調達する必要がある場合には、あらかじめ当該装備品等の需給統制機関の長と協議するものとする。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和 29 年条約第 6 号。以下「相互防衛援助協定」という。）に基づく物品の調達要求については、有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和 52 年防衛庁訓令第 18 号）によるほか、別に定める。

(消費規制)

第 3 3 条 海幕長は、特定の装備品等について、部隊等に対して金額又は数量を示し消費の規制を行う。

2 前項に規定する消費の規制は、別に定める消費代価規制制度及び消費量規制制度により行うものとする。

第 4 章 物品の管理及び補給手続

第 1 節 管理換等の手続

(管理換等の命令)

第 3 4 条 管理換等の命令は、物管訓令第 1 6 条の規定によるほか、次の各号に定める者がそれぞれ当該各号に定める範囲の管理換等について行うものとする。

(1) 海 幕 長 海幕統制品目の海上自衛隊内における管理換等及び物管訓令第 1 8 条第 2 項第 1 号の規定により防衛大臣の承認を必要とする物品以外の物品の海上自衛隊以外の国の機関との間の管理換

(2) 補 本 長 補本統制品目の海上自衛隊内における管理換等及び在庫統制における管理換等

(3) 補 給 処 長 補給処統制品目の海上自衛隊内における管理換等

(4) 補 給 部 隊 の 長 地方統制品目の海上自衛隊内における管理換等

2 隷下に 2 以上の分任物品管理官又は物品供用官をもつ部隊等の長は、部隊運用上必要、かつ、緊急を要する物品又は在庫がひっ迫し、使用上特に統制を要する物品について、管理換等を命ずることができる。

(管理換の協議)

第 3 5 条 物管訓令第 1 7 条に規定する他自衛隊等との間又は他自衛隊等以外の国の機関との間における管理換の協議については、同条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

(1) 海幕長は、必要と認める場合には、自ら他自衛隊等又は他自衛隊等以外の国の機関の物品管理官と協議を行う。

(2) 需給統制機関の長（海幕長を除く。）及び補給部隊等の長は、原則としてそれぞれが管理する統制品目について、分任物品管理官として他自衛隊等又は他自衛隊等以外の国の機関の物品管理官（分任物品管理官を含む。）と管理換の協議を行う。

(管理換等の承認)

第 3 6 条 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める範囲の管理換の協議が整ったときは、物管訓令第 1 8 条の規定により承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、他自衛隊等以外の国の機関との間の一時管理換及び次の各号に掲げる他自衛隊等との間の管理換（供与物品及び貸与物品の管理換を除く。）については、あらかじめ海幕長の承認が行われたものとして処理することができる。

(1) 自衛隊間における装備品等の相互融通による管理換

(2) 年度業務計画に掲げる物品の管理換

- (3) 一時管理換
- (4) 協定及び覚書に基づいた管理換
- (管理換の特例)

第 3 7 条 分任物品管理官は、他自衛隊等に対し次の各号に掲げる物品を払い出す場合には、管理換として処理することなく、当該分任物品管理官の供用として処理することができる。

- (1) 整備作業等に必要な消耗品
- (2) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 2 7 年政令第 3 6 8 号。以下「給与法施行令」という。）第 1 4 条及び第 1 5 条の規定に基づき支給する糧食
- (3) 不時着若しくは緊急着陸した航空機又は部隊等の近傍を通過する車両に給油する燃料又は潤滑油

2 陸上自衛隊に委託修理する場合の物品の管理換は、陸上幕僚長の定めるところによる。

（官 給）

第 3 8 条 分任物品管理官は、契約業者に対し、契約に基づき物品を寄託（以下「官給」という。）する場合には、物管訓令第 4 0 条に規定する受領書により物品の引渡しを行うほか、当該契約書によるものとする。

（対価を伴わない物品の取得）

第 3 9 条 物管訓令第 2 2 条に規定する対価を伴わない物品の取得は、寄附受及び無償借受とし、その手続は、次条の規定によるほか、補本長が定める。

（寄附受の承認権者）

第 4 0 条 物管訓令第 2 3 条ただし書の規定により海幕長の定める寄附受の承認権者は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる者とする。

区 分	承 認 権 者
1 件の評価額が 2 0 万円未満のもの	海 幕 長
1 件の評価額が 1 0 万円未満のもの	防衛大臣直轄部隊の長及び機関の長並びに護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、護衛隊群司令、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、艦隊情報群司令、開発隊群司令、地区総監及び教育航空群司令

2 部隊等の長は、前項の規定に基づき寄附受の承認を受ける場合には、寄附受承認申請書を承認権者に提出するものとする。

（有償貸付）

第 4 1 条 分任物品管理官は、物管訓令第 3 2 条の規定により単価 5 0 万円以上の物品の有償貸付の承認を受ける場合には、貸付を受ける者の氏名、目的、期間その他必要な事項を記載した申請書を海幕長に提出するものとする。

（無償貸付及び譲与等）

第42条 物品を国以外の者に無償若しくは時価より低い対価により譲与等又は貸付けを行う場合には、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 府令第1号第2条第1号、第3号及び第4号の規定に該当する場合において、評価額1件50万円未満の物品を貸し付けるとき又は府令第1号第2条第2号及び第5号、第8条各号、第13条第各項各号及び第14条第各項各号の規定に該当する場合には、物品管理官（分任物品管理官を含む。）が行う。ただし、府令第1号第2条第2号の規定により単価100万円以上又は1件500万円以上の物品を貸し付ける場合には、分任物品管理官は、府令第1号第6条各号に掲げる事項について、海幕長に速やかに報告しなければならない。
 - (2) 府令第1号第2条第1号、第3号及び第4号の規定に該当する場合において、評価額1件100万円未満の物品を貸し付けるとき又は府令第1号第9条の規定に該当する場合には、海幕長の承認を得て分任物品管理官が行うものとする。
- 2 自衛隊法第116条の規定により自衛隊以外の航空機に対し液体燃料、航空機用潤滑油及び航空機用消耗品を貸し付ける場合の取扱については、需品の貸付に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第54号）に定めるところによる。

（請求の根拠）

第43条 分任物品管理官は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、物品の請求を行うものとする。

- (1) 在庫基準の維持のための補充を必要とするとき。
 - (2) 部隊等の新編又は改編、艦船、航空機及び装備品等の取得又は改造若しくは修理及び部隊等の運用に伴う物品の需要量の変化に対処するとき。
 - (3) 物品供用官からの物品の請求を受け、在庫がないとき。
 - (4) その他必要と認めるとき。
- 2 物品供用官は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、物品の請求を行うものとする。

- (1) 艦船、航空機及び装備品等の整備のため必要とするとき。
- (2) 保有基準の維持のための補充を必要とするとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

（請求の系統）

第44条 分任物品管理官は、原則として需給統制区分に従い、それぞれの需給統制機関の長に対して物品の請求を行うものとする。

- 2 物品供用官は、原則として所属する分任物品管理官に対して請求を行うものとする。

（優先順位）

第45条 分任物品管理官又は物品供用官は、物品の請求を行う場合には、部隊等の任務及び当該物品の緊急度に応じた別に定める優先記号を付して請求の優先順位を明らかにするものとする。

（払出しの根拠）

第46条 分任物品管理官は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、物品の払出しを行うものとする。

(1) 管理換

- ア 需給統制機関の長からの管理換命令を受けたとき。
- イ 初度補充の計画に基づくとき。
- ウ 要修理品について、あらかじめ手続が定められているとき。
- エ 管理換の請求を受けたとき。

(2) 供 用

- ア 使用部隊から請求を受けたとき。
- イ 初度補充の計画に基づくとき。
- ウ 推進補給を行うとき。

(3) 貸付け、編入、返還又は売払い等

(4) その他必要と認めるとき。

2 物品供用官は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、物品の払出しを行うものとする。

- (1) 物品取扱責任者から請求を受けたとき。
- (2) 供用換又は供用管理換の命令を受けたとき。
- (3) 改造又は修理の指示に基づくとき。
- (4) 緊急廃棄を行うとき。
- (5) その他必要と認めるとき。

(受入れの根拠)

第47条 分任物品管理官は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、物品の受入れを行うものとする。

- (1) 需給統制機関の長から管理換命令を受けたとき。
- (2) 初度補充の計画に基づくとき。
- (3) 購入等により物品が納入されたとき。
- (4) 物品供用官から返納を受けたとき。
- (5) 寄附受、借受け等をしたとき。
- (6) その他必要と認めるとき。

2 物品供用官は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、物品の受入れを行うものとする。

- (1) 供用を受けたとき。
- (2) 供用換を受けたとき。
- (3) 供用管理換を受けたとき。
- (4) 物品取扱責任者から返納を受けたとき。
- (5) その他必要と認めるとき。

第2節 保管等

(保管等の責任)

第48条 物品出納官、物品供用官又は補助者は、その保管等を行う物品を主管区分、取扱区分及び補本長の定める状態区分等により明確に区分して、常に供用又は処分し得る状態に保管等をしてなければならない。

2 分任物品管理官は、物品出納官、物品供用官又は補助者の行う保管業務を監督指導するとともに、これらに関連する施設等の維持改善について、必要な処置を講ずるものとする。

(物品の保管等)

第49条 物品出納官及び物品供用官は、物品の保管等を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 格納区画の決定及び表示
- (2) 物品の品質管理
- (3) 施設等の維持管理
- (4) 施設等及び保管物品の保全並びに保安警備
- (5) 倉庫用器材の取扱い及び保管
- (6) 錠及びかぎの保管
- (7) その他必要と認める事項

(物品の出納等)

第50条 分任物品管理官は、第64条第1号に掲げる証書により物品の出納等を命ずるものとする。

2 物品出納官又は物品供用官は、前項の命令に基づき、物品の出納等を行うものとする。

(保管期限を有する物品及び特殊物品の管理)

第51条 分任物品管理官は、海上自衛隊ストックリストにより保管期限を示された物品及び特殊物品（燃料・油脂類、弾薬、火工品、医薬品及びその他特殊な取扱いを必要とする物品）については、補本長の定めるところにより適切な管理を行うものとする。

(物品の契約不適合処理)

第52条 分任物品管理官は、物管訓令第28条第1項の規定により報告を受けた物品が契約不適合修補等の請求期間内にある中央調達物品の場合には、防衛装備庁長官の定めるところにより処理するものとし、その他の物品の場合には、補本長の定めるところにより、契約担当職員に通知するものとする。

第3節 不用決定及び亡失損傷等

(不用決定の承認権者)

第53条 分任物品管理官は、その管理する物品が物管法第27条の規定に該当する場合には、別表第5に掲げる承認権者の承認を得て不用の決定を行うものとする。ただし、単価300万円未満の物品については、補本長の定める場合を除き、承認を要さない。

2 需給統制機関の長（海幕長を除く。）又は補給部隊の長は、自らの判断による不用の決定又はそ

の承認をすることが困難であると判断した場合、補本長にあっては海幕長に、需給統制機関の長（海幕長及び補本長を除く。）にあっては補本長を経由して海幕長に、補給部隊の長にあっては統制区分（地方統制品目を除く。）に応ずる需給統制機関の長に対し、別に定める不用決定の申請書による申請をすることができる。ただし、補給部隊の長の申請は、地方統制品目については補本長を経由して海幕長に対して行うものとする。

（不用決定及び不用決定審査会）

第54条 不用決定の承認権者又は分任物品管理官は、別に定める不用決定審査会を設置し、不用決定の承認又は不用決定を行う場合には、所要の審査を行わせるものとする。この場合、当該物品について、処分の方法を併せて決定するものとする。

（不用決定及び不用決定承認の基準）

第55条 分任物品管理官は、不用決定又は不用決定の申請を行う場合には、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 物管訓令第30条第1項第1号に該当する物品は、原則として使用経過期間が耐用年数を超える場合
- (2) 物管訓令第30条第1項第2号に該当する場合
- (3) 物管訓令第30条第1項第3号に該当する場合は、修理費（修復に要する部品費及び役務費を含む総費用をいう。）が新品の取得価格の50パーセント以上と見積もられる場合（亡失損傷等）

第56条 物管訓令第34条第5項に規定する海幕長の指定する部隊等の長は、別に定める。

（裁定権者）

第57条 物管訓令第35条の規定に基づき海幕長が指定する裁定権者及び裁定の範囲は、別表第6のとおりとする。

（裁定基準）

第58条 物品の亡失又は損傷等により弁償すべき損害の額の算定は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 給与法施行令に定める被服については、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第8条各号に定めるところによるほか、定数が2着の被服については、当該被服を使用したときから亡失したときまでの間における被服の着用期間の累積期間1/2をもって実際に使用した期間として算定するものとする。
- (2) 前号以外の物品については、当該物品の亡失時又は損傷時の時価とし、当該時価の算定の基礎とする価格（取得価格、取得価格が不明な場合は海上自衛隊ストックリストに掲げる価格又は見積価格。以下「取得価格等」という。）に物品の耐用年数、使用期間及びその他を勘案の上、次に掲げるところにより算定するものとする。

ア 亡失に係る物品の弁償額は、次の式により算出する。

(ア) 耐用年数以内の弁償額

$$\text{取得価格等} - \left[\frac{\text{取得価格等} \times 0.9}{\text{耐用年数（月数）}} \times \text{使用期間（月数）} \right]$$

(イ) 耐用年数経過後 5 年間の弁償額

$$\text{取得価格等の } 10\% - \left(\frac{\text{取得価格等} \times 0.1 \times \text{耐用年数経過月数}}{60} \right)$$

なお、耐用年数経過後 5 年間を経過した物品については、1 円（備忘価格）とする。

イ 損傷に係る物品の弁償額は、損傷による減価額（通常修復に要する費用）とする。ただし、損傷による減価額が、アに掲げるところにより算出した額を超える場合は、アに掲げるところにより算出した額、修復不能の場合には、アに掲げるところにより算出した額に該当損傷による残存部分の売却見積額を考慮した額とする。

（裁定審査会）

第 59 条 裁定権者は、裁定に当たり必要と認める場合には、裁定審査会を設置して実情を調査させるとともに、弁償責任の有無及び弁償額について意見を求めるものとする。

2 裁定審査会は、3 人以上の審査員をもって構成し、当該物品の亡失又は損傷等の行為に関係のない幹部隊員の中から裁定権者が任命するものとする。

（裁定の通知及び不服の申立て）

第 60 条 裁定権者は、裁定の結果を裁定書により速やかに当該物品使用職員に通知するものとする。この場合において、裁定権者が海幕長であるときは、分任物品管理官を通じて当該物品使用職員に通知するものとする。

2 前項の場合において、海上自衛隊債権管理事務取扱規則（平成 19 年海上自衛隊達第 12 号）別表第 3 に規定する債権発生通知義務者である分任物品管理官（物品供用官が置かれている部隊等においては、物品供用官）は、裁定権者が弁償責任があると裁定したときは、同達別表第 1 に規定する歳入徴収官等に裁定書の写しをもって通知しなければならない。

3 裁定を受けた物品使用職員が裁定の結果に不服のある場合には、順序を経て上位の裁定権者に不服の申立てをすることができるものとする。不服の申立てを受けた裁定権者は、裁定した結果を第 1 項の定めるところに準じて、下位の裁定権者、分任物品管理官及び物品使用職員に通知するものとする。

4 前項の場合において、弁償金の還付を要する場合は、物品使用職員は、裁定書の写しを添えて、海上自衛隊出納官吏等配置任命規則（昭和 32 年海上自衛隊達第 53 号）別表第 2 に規定する資金前渡官吏に還付申請を行うものとする。

5 第 3 項に規定する不服の申立て中においても、裁定権者の命じた弁償金の徴収は猶予されない。

第 5 章 諸記録及び現況調査等

第 1 節 諸記録

（帳簿等）

第 61 条 分任物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、物管訓令第 38 条に規定する帳簿並びにこれらの補助簿（以下「帳簿等」という。）を備え付けるものとする。ただし、電子計算機を

使用する場合にあっては、電子計算機の磁気等記録媒体の記録に基づき、電子計算機より印書されるものをもって帳簿等とすることができる。

(帳簿等の構成)

第 6 2 条 帳簿等の構成は、別表第 7 に掲げるとおりとする。

(帳簿等の登記)

第 6 3 条 帳簿の登記は、関係の証書に基づき、原則として物品の異動のあった都度直ちに行うものとする。

2 帳簿の登記の時期は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 物品管理簿にあっては、物品の受入れ若しくは払出しの命令を行ったとき又は亡失等の通知を行ったとき。ただし、命令又は通知を伴わないものについては、その確認又は決定をしたとき。
- (2) 物品出納簿にあっては、物品の受入れ若しくは払出しの命令を行ったとき又は亡失等の通知を受けたとき。
- (3) 物品供用簿にあっては、物品の供用、返納及び受領又は引渡しを行ったとき並びに亡失等の通知を受けたとき。
- (4) 会計年度が更新されるとき及び別葉に繰り越すとき。

(証書等)

第 6 4 条 物管訓令第 2 9 条第 4 項、第 3 3 条第 2 項及び第 4 0 条第 3 項の規定に基づき、海幕長の定める様式、証書及び証書に準じて取り扱うもの（以下「証書等」という。）は、次の各号に定める区分の別に当該各号に掲げる証書等とする。

(1) 様 式

- ア 物品不用決定承認申請書
- イ 物品管理換命令書
- ウ 管理換物品引渡通知書
- エ 物品取得措置請求書
- オ 物品取得通知書
- カ 物品払出請求書
- キ 物品払出命令書
- ク 物品受領命令書
- ケ 物品返納報告書
- コ 物品返納命令書
- サ 物品受入命令書
- シ 物品保管措置請求書
- ス 保管物品措置通知書
- セ 供用不適格品等報告書
- ソ 物品修繕・改造措置請求書
- タ 物品修繕・改造措置通知書

チ 物品売払・貸付措置請求書

ツ 物品売払・貸付措置通知書

(2) 証 書

ア 管理換票・供用換票・保管換票（海上自衛隊内の管理換に係るものに限る。）

イ 供用票（払出票）

ウ 返納票

(3) 証書に準じて取り扱うもの

ア 物品調達要求書

イ 工事等役務調達要求書

ウ 寄附受承認申請書

エ 物品生産等報告書

オ 官給品不符合（異常）報告書

カ 官給品事故報告書

キ 物品廃棄報告書

ク 物品剰余（減耗）報告書

ケ 物品売払要求書

コ 託送品受託（受領）書

サ 受領代理者証明書

シ 未供用物品内訳調書

ス 物品管理官等管理期間一覧表

セ 請求票

ソ 管制額配分書

タ 給（排）油票

チ 管制処理票

ツ 調査タグ

テ 物品管理計算書資料

2 前項に掲げる証書等の具体的様式は、別に定める。

（諸記録の整理等）

第65条 諸記録の整理等は、物管訓令第41条の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 諸記録（供与物品及び貸与物品の諸記録のうち帳簿及び幕僚長が指定する証書を除く。）は5年間保存とし、相互防衛援助協定に基づく供与物品のアメリカ合衆国との間の受領及び返還に関する証書は、30年間保存とする。
- (2) 保存する諸記録の数が膨大となる場合又は前号の諸記録については、電磁媒体又は光学媒体等（以下「電磁媒体等」という。）に移し替えて保存することができる。ただし、この場合、記録の改ざん、誤消去、不正使用等の防止措置を採らなければならない。
- (3) 諸記録の保管責任を有する者は、前号により電磁媒体等に保存を行った場合、当該電磁媒体

等の寿命を勘案し、適宜諸記録の移し替えを行い、記録の消失防止に努めなければならない。

（印鑑の登録及び使用）

第 6 6 条 物品管理官（分任物品管理官を含む。）の使用する印鑑の登録は、海上自衛隊公印規則（平成 1 9 年海上自衛隊達第 2 6 号）に規定するところによる。

- 2 電子計算機を使用して機械的に処理される証書等に対する分任物品管理官の公印は、補本長が定める記号を当該証書の作成と同時に印字してこれに代えることができる。ただし、当該記号は、海上自衛隊の部内相互間における場合に限り使用するものとする。

第 2 節 現況調査等

（現況調査の種類）

第 6 7 条 物管訓令第 4 3 条に規定する海幕長の定める現況調査は、定期現況調査、臨時現況調査及び特別現況調査とする。

- 2 定期現況調査は、別に定める現況調査実施基準による。
- 3 臨時現況調査は、補給検査実施部隊等の長が命じた場合又は分任物品管理官が必要と認める場合に行うものとする。
- 4 特別現況調査は、艦船の保有する定数品目について、物品管理官が別に定めるところにより行う。

（現況調査の実施）

第 6 8 条 前条第 1 項から第 3 項までに規定する分任物品管理官の行う現況調査のうち、供用保管中又は供用中の物品については、物品供用官にこれを行わせることができる。

- 2 部隊等の長は、隷下部隊における物品供用官の行う現況調査について監督指導するものとする。

（不符合及び異常の整理）

第 6 9 条 分任物品管理官は、現況調査の結果、帳簿の数量と現品に不符合及び異常を認めた場合には、物管訓令第 4 4 条の規定によるほか、補本長の定めるところにより速やかに処理しなければならない。

（物品管理検査）

第 7 0 条 物品の管理の現況に関する検査（以下「物品管理検査」という。）は、毎会計年度 1 回定期的に行う定期検査、物品管理職員が交替する場合（物品管理官代理、分任物品管理官代理、物品出納官代理又は物品供用官代理の開始及び終了を除く。）にその都度行う交替検査及び廃止があったときに行う廃止検査並びに臨時検査とする。

- 2 物品管理検査の検査員は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 物管訓令第 4 5 条第 1 項第 3 号に規定する海幕長の指定する部隊等の長及び対象とする分任物品管理官の範囲は、別表第 8 に掲げるところによる。
 - (2) 分任物品管理官に係る交替検査及び廃止検査の検査員は、別表第 8 に掲げる者とする。
 - (3) 物管訓令第 4 5 条第 2 項に規定する海幕長の指定する物品出納官又は物品供用官に係る物品管理検査の検査員は、当該職員の属する補給部隊の長又はその命じた者とする。ただし、補給部隊の長は、特別な事情がある場合には、検査を当該職員の属する部隊等の長に委任すること

ができる。

- (4) 前号に規定する物品管理職員に係る交替検査は、当該職員の属する部隊等の長があらかじめ委任されたものとして検査を行うものとする。
- 3 物品管理検査は、物品管理職員の事務に関し、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 取得の状況
 - (2) 管理換の状況
 - (3) 出納命令の下達の状況
 - (4) 不用の決定及び処分状況
 - (5) 帳簿等の整理状況
 - (6) 物品の管理に関する計画の執行状況
 - (7) 出納又は供用の状況
 - (8) 保管の状況
 - (9) その他物品の管理に関すること。
- 4 検査員は、物品管理検査を行う場合には、受検する物品管理職員を立ち合わせるものとし、物品管理職員が立ち会うことができない場合には、その代理者又はその他当該検査を命じた者が指定する職員を立ち合わせなければならない。
- 5 検査員は、物管訓令第46条の規定により検査書を作成するものとする。

(補給検査)

第71条 補給検査は、部隊等における補給に関する業務の有効性及び能率性を検査して補給業務の改善向上に資することを目的とし、次の各号に掲げる事項のうち、所要のものについて通常毎会計年度1回行うものとする。

- (1) 部隊等の長の補給業務に関する監督指導の適否
- (2) 需給統制又は在庫管制の適否
- (3) 保管及び倉庫管理の適否及び効率性
- (4) 物品の使用状況及び品質維持対策の適否
- (5) 補給支援の適否
- (6) その他必要な事項

2 補給検査実施部隊等の長及び受検部隊等は、別表第9に掲げるとおりとする。

3 補給検査実施部隊等の長は、検査終了後その結果に基づき、必要と認める事項を順序を経て海幕長に報告するものとする。

(検査結果の処理)

第72条 物品管理検査の検査員は、検査終了後、第70条第5項により作成した検査書を検査を受けた物品管理職員に交付するものとし、補給検査の検査官は、検査結果について講評を行うものとする。

2 補給検査の講評は、通常前条第1項各号に掲げる項目について行うものとし、改善を要する事項については明確に指示するものとする。

3 物品管理検査及び補給検査を受けた物品管理職員又は受検部隊等の長は、検査の結果指摘され

た事項について、速やかに是正するための措置を講じなければならない。

第3節 報告等

(物品増減及び現在額報告書の資料)

第73条 分任物品管理官は、物管訓令第42条及び計算証明規則第10章の規定により毎会計年度末における物品増減及び現在額報告書の資料及び同集計表並びに計算証明書の資料を作成し、翌年4月30日までに補本長に送付するものとする。補本長は、送付された資料を基に、物管訓令等関係法令に規定する資料を作成し、5月31日までに海幕長に提出する。

2 前項の物品増減及び現在額報告書の資料及び同集計表に記入する物品の品目の区分及び表示すべき名称は、物品増減及び現在額報告書に記入する物品の品目の表示について(蔵計第808号。40.4.6)別表に示す品目の区分及び表示すべき名称のうち次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 車両及び軌条
- (2) 防衛用武器
- (3) 防衛用施設機器
- (4) 防衛用電気通信機器
- (5) 防衛用航空機用機器
- (6) 防衛用船舶用機器
- (7) 防衛用衛生器材
- (8) 防衛用一般機器
- (9) 美術品

(報告)

第74条 物品の管理及び補給に関する海幕長に対する報告は、別に定める。

2 分任物品管理官は、相互防衛援助協定に基づき調達された物品のうち、特別防衛秘密に係る物品を受領する者を指定した場合には、海幕長に報告するものとする。

第6章 雑 則

(細部事項)

第75条 この達に定めるもののほか、細部事項については、別に定める。

附 則

1 達は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に行われている物管訓令第 5 条の 2 の規定により設置された代行機関については、この達の第 16 条の規定により長官の承認を得た代行機関とみなす。

附 則 [第 1 次改正による附則]

この達は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [海上自衛隊少年術科学校の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 [第 2 次改正による附則]

この達は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 [防衛庁設置法等の一部改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 [第 3 次改正による附則]

この達は、昭和 60 年 9 月 21 日から施行する。

附 則 [海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の一部を改正する達の附則抄]

この達は、昭和 61 年 4 月 30 日から施行し、改正後の海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の規定は昭和 62 年度以降の年度を対象として作成する中期能力見積り及び昭和 61 年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則 [海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 [航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊の整理に関する達の附則]

この達は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 [海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 [第 4 次改正による附則]

この達は、昭和 63 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 [防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 [東京通信隊えびの送信所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 3 年 12 月 6 日から施行する。

附 則 [硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成 4 年 4 月 10 日から施行する。

附 則 [第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成5年3月22日から施行する。

附 則 [魚雷艇隊の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成6年10月14日から施行する。

附 則 [第5次改正による附則]

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則 [第6次改正による附則]

この達は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 [第7次改正による附則]

この達は、平成14年3月22日から施行する。

附 則 [第8次改正による附則]

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [第9次改正による附則]

この達は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 [自衛隊呉病院の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 [第10次改正による附則]

この達は、平成17年7月8日から施行する。

附 則 [第11次改正による附則]

この達は、平成18年3月7日から施行する。

附 則 [防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年3月7日から施行する。

附 則 [内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 [防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成18年7月28日から施行する。

附 則 [防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 [第12次改正による附則]

この達は、平成19年3月29日から施行する。

附 則 [第13次改正による附則]

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 [第14次改正による附則]

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 [海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正]

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則 〔第15次改正による附則〕

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 〔第16次改正による附則〕

この達は、平成22年11月12日から施行する。

附 則 〔第17次改正による附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 〔第18次改正による附則〕

この達は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 〔装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 〔第19次改正による附則〕

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 〔第20次改正による附則〕

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 〔第21次改正による附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第67条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 〔第22次改正による附則〕

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 〔第23次改正による附則〕

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 〔第24次改正による附則〕

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 〔海上自衛隊警務隊の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第3条による改正〕

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 〔第25次改正による附則〕

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 〔海上自衛隊業務報告規則を廃止する達第 3 条による改正〕

この達は、令和 6 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則 〔第 2 6 次改正による附則〕

この達は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

1 主管区分表

分類	主管 区分 記号	名 称	内 容	主 管 課
防 衛 用 品	S	艦 船 機 器	艦船用器材（船底塗料を含む。）及び造修用器材	艦船・武器課
	H	艦 船 部 品		
	V	航 空 機 機 器	航 空 機 用 器 材	航 空 機 課
	R	航 空 機 部 品		
	J	武 器、電 子 機 器	武器器材（船舶にぎ装される化学器材を含む。）、 電子器材及び造修用器材	艦船・武器課 航 空 機 課
	N	電 子 部 品		
	Z	武 器 部 品		
	A	弾火薬類（魚雷、機雷 及び爆雷を除く。）	弾薬及び同構成品、火工品及び打殻薬きょう類 （魚雷、機雷及び爆雷並びに同構成品を除く。）	艦船・武器課
	E	魚 雷、機 雷、爆 雷	魚雷、機雷、爆雷及び同構成品	
	D	弾 薬 等 器 材	弾薬器材及び化学器材（船舶にぎ装される化学 器材を除く。）	
	Q	衛 生 器 材	衛生器材及び消耗品	首席衛生官
	L	医 薬 品	医 薬 品	
	O	教 材 機 器 品 教 材 物 品	教 育 訓 練 用 器 材	教 育 課 艦船・武器課 航 空 機 課
	C	施 設 機 器	施設器材及び港用品	施 設 課
	B	給 食 機 器	給 食 用 器 材	装 備 需 品 課
	F	燃 料 ・ 油 脂	燃料・油脂類（船底塗料を除く。）	
	M	糧 食	一般糧食、研究等糧食及び非常用糧食	
	U	被 服	被 服 及 び 被 服 材 料	
	X	車 両	車 両	
	I	定 型 用 紙	定 型 用 紙	
	K	図 書 ・ 図 誌	図書及び図誌（電子化された図書及び図誌を含 む。）	
	T	供 試 器 材 等	試作品及び参考器材	艦船・武器課 航 空 機 課
	G	一 般 用 品	上記の主管区分記号のいずれにも属さない物品	装 備 需 品 課

備考：1 弾薬器材とは、弾火薬類の専用品、専用モジュール及び専用試験器をいう。
2 定型用紙及び図書・図誌については、制定等を担当する海幕各課、総括副監察官、
法務室、会計監査室及び衛生企画室が、主管課に準じて物品管理に関する事務を所
掌する。

2 取扱区分表

区 分	内 容
重 要 品 目	艦船の主機及び補機類、航空機の発動機並びに主要な器材、機器等のうち、海幕長又は補本長の指定する品目
修 理 品 目	修復性をもつ補機類及び機器又は組部品等のうち、補本長の指定する品目
特 殊 管 理 品 目	在庫管制上又は保管上特殊な管理を必要とするもののうち、補本長の指定する品目
保 障 品 目	需要が発生した場合には、艦船及び航空機の運用に重大な支障を及ぼすおそれのあるもののうち、補本長の指定する品目
新 規 品 目	一定期間の使用実績に基づき取扱区分を定める必要のある品目
通 常 品 目	前記の取扱区分のいずれにも属さない品目

別表第 2（第 1 2 条関係）

分任物品管理官の事務の範囲

分任物品管理官	管理対象物品	指定する部隊等	備 考
海上自衛隊中央業務会計 隊司令	主管区分記号 A、E、D 及び U 以外の物品		1 海上幕僚長の 指定物品は、 管理対象物品 以外の物品（海 上自衛隊第 1 術科学学校長 及び海上自衛 隊中央業務会 計隊司令の管 理対象物品を 除く。）をいう。
海上自衛隊第 1 術科学 学校長	主管区分記号 A、E 及び D に属 する物品以外の物品並びに別 に指定する物品以外の物品	海上自衛隊幹部候補生学校、 特別警備隊及び標的機整備 隊	
海上自衛隊補給本部長	主管区分記号 A、E、D、G、 U 及び X 以外の物品		
海上自衛隊艦船補給処長	主管区分記号 V 並びに火薬取 締法の適用を受ける A 及び E に属する物品以外の物品		
海上自衛隊航空補給処長	主管区分記号 S、A、E 及び U 以外の物品		
第 1 航空群司令	全物品	鹿児島音響測定所及びえび の送信所	
航空群司令（第 1、第 4、 第 2 1 航空群司令を除 く。） 教育航空群司令	全物品		
第 4 航空群司令	全物品	硫黄島航空基地隊及び硫黄 島航空分遣隊（航空機に係る 物品を除く。）並びに横須賀 地方警務隊本部硫黄島警務 班	
第 2 1 航空群司令	全物品	硫黄島航空分遣隊（航空機に 係る物品に限る。）	
基地隊司令	全物品		
第 2 3、第 2 5 航空隊司 令	主管区分記号 H、V、R、J、 N、Z、O（航空機操縦訓練装 置及び戦術訓練装置及び整備 用器材に限る。）、F 及び K（航 空機等、航空武器等及び航空需 品に係る技術刊行物に限る。） に属する物品		2 海上幕僚長の 指定する船舶 は、特務艇及 び支援船をい う。
第 2 4 航空隊司令	全物品		
弾薬整備補給所長	主管区分記号 H、R、J、N 及 び Z に属する物品のうち、弾薬 の整備に使用する物品並びに A、E、D 及び T（弾薬の整備 に使用する H、R、J、N 及び Z に属する物品に準じた管理 を必要とする物品並びに A、E 及び D に属する物品に準じた 管理を必要とする物品に限 る。）に属する物品		
造修補給所長	主管区分記号 A、E、D 及び T （弾薬の整備に使用する H、 R、J、N 及び Z に属する物品 に準じた管理を必要とする物 品並びに A、E 及び D に属する 物品に準じた管理を必要とす る物品に限る。）以外の物品 （H、R、J、N 及び Z に属す る物品のうち、弾薬の整備に 使用する物品を除く。）		3 分任物品管 理官海上自衛 隊第 1 術科学 学校長の管理 対象物品に係 る「別に指定 する物品」と は、航空標的 機に使用する 物品並びに特 別警備隊に供 用する主管区 分記号 S、H、 V、R、J、N 及び Z に属す る物品をいう。

別表第 3 （第 1 3 条関係）

物品出納官の設置基準

補	給	部	隊
呉	造	修	補
給	所	貯	油
所			
硫	黄	島	航
空	基	地	隊

備考 物管訓令第 9 条各号に該当する主管区分記号 F、A、E 及び D に属する物品とする。

別表第 4 （第 1 4 条関係）

物品供用官の設置基準

陸上部隊	司令部、部、隊、所、課、室、科及び班
艦船部隊	司令部（潜水隊群司令部を除く。）、隊及び自衛艦（ミサイル艇を除く。）
航空部隊	司令部、本部、隊、室及び班

注： 自衛艦は、ぎ装中の自衛艦を含む。

別表第 5（第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 5 条、第 5 3 条関係）

不用決定の承認区分

区 分	単価 3 0 0 万円以上の 物品増減報告対象物品	(1) 単価 3 0 0 万円未満の物品増 減報告対象物品 (2) 単価 3 0 0 万円以上の物品増 減報告対象外物品
供用の必要のない物品で 分類換又は解体により適 切な処理ができない物品		海幕長：海幕統制品目及び地方統制 品目 補本長：補本統制品目 補給処長：補給処統制品目
(1) 供用することができ ない物品 (2) 修理又は改造に多額 の費用を要する物品	海 幕 長	海幕長：海幕統制品目 補本長：補本統制品目 補給処長：補給処統制品目 補給部隊の長：地方統制品目及び需 給統制機関の長の指 定する品目

備考：1 単価は、取得単価とする。ただし、取得単価がない場合又は取得単価が明らかでない
場合は、見積単価とする。

2 「需給統制機関の長」は、当該物品の需給統制区分に応じたものとする。

別表第 6（第 2 0 条、第 2 6 条、第 5 7 条関係）

亡失損傷等の裁定権者及び裁定の範囲

区 分	裁定権者	裁定の範囲
1	海 上 幕 僚 長	1 件の事故により生じた物品の亡失又は損傷等 による物品使用職員に係る国損発生額の合計額が 5 0 万円未満の場合(区分 3 に属するものを除く。)
2	分任物品管理官で ある 部 隊 等 の 長	別表第 2 に掲げる分任物品管理官の管理対象物 品のうち、1 件の事故により生じた物品の亡失又は 損傷等による物品使用職員に係る国損発生額の合 計額が 2 0 万円未満の場合(区分 3 に属するものを 除く。)
3	俸給支給機関の長 である 部 隊 等 の 長	給与法施行令第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで及 び第 5 項の規定により、支給又は貸与された被服並 びにこれらの被服に装着された階級章の略章およ び精勤章が亡失又は損傷した場合

注： 俸給支給機関の長とは、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 9
号）別表に定める俸給支給機関の長をいう。

別表第 7（第 6 2 条関係）

帳簿等の構成

帳 簿		補 助 簿
物品管理簿	管理カード 証明記録 カード受払記録	管理内訳カード 供用内訳カード セット明細カード
物品出納簿	出納カード 証明記録 カード受払記録	セット明細カード
物品供用簿	供用カード 証明記録 カード受払記録	供用内訳カード シリアルナンバーカード 弾薬カード セット明細カード

別表第 8（第 7 0 条関係）

物品管理職員の検査員及び検査の対象とする分任物品管理官

検 査 員	対象とする分任物品管理官
海上幕僚長又はその命じた検査員	東京地区に所在する部隊等に所属する分任物品管理官及び毎会計年度特に指定する部隊等に所属する分任物品管理官
海上自衛隊補給本部長又はその命じた検査員	補給処に所属する分任物品管理官及び毎会計年度特に指定する部隊等に所属する分任物品管理官
航空集団司令官及び教育航空集団司令官又はその命じた検査員	隷下部隊等に属する分任物品管理官
地方総監又はその命じた検査員	隷下部隊等に属する分任物品管理官（地区総監又はその命じた検査員が対象とする分任物品管理官を除く。）及び当該警備区域（東京地区を除く。）に所在する防衛大臣直轄部隊及び機関（艦船補給処及び航空補給処を除く。）に所属する分任物品管理官
地区総監又はその命じた検査員	函館基地隊司令、大湊弾薬整備補給所長及び大湊造修補給所長

補給検査実施部隊等の長及び受検部隊等

補給検査実施部隊等の長	受検部隊等	実施回数
海上幕僚長又はその命じた検査官	補給本部、艦船補給処、航空補給処、弾薬整備補給所、造修補給所及び特に指定する部隊等	受検部隊等のうち、指定する部隊等に対し、通常毎会計年度 1 回又は必要と認めるとき。
海上自衛隊補給本部長又はその命じた検査官	同上（海上自衛隊補給本部を除く。）	
自衛艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官及び練習艦隊司令官又はその命じた検査官	隷下部隊等	必要と認めるとき。
地区総監又はその命じた検査官	隷下部隊及び函館基地隊並びに地区総監部に籍を置く自衛艦（護衛艦を除く。）	
部隊等の長又はその命じた検査官	当該部隊等	

注： 自衛艦隊司令官は、護衛艦隊、航空集団又は潜水艦隊に属する部隊に関する検査を護衛艦隊司令官、航空集団司令官又は潜水艦隊司令官に委任することができる。